

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、平成28年9月28日に経済産業大臣に送付した「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する経済産業大臣の意見(平成28年12月15日)は、次に示すとおりである。

経済産業省

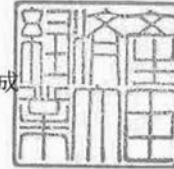
20160928商第6号

平成28年12月15日

戸田建設株式会社

代表取締役社長 今井 雅則 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



戸田建設株式会社「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成28年9月28日付けをもって送付のあった、(仮称)五島市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

1. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
2. 調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、事業実施想定区域の周辺で環境省が平成22年度から平成27年度にかけて実施した「浮体式洋上風力発電実証事業」等の先行事例の知見を含めた最新の知見を活用し、環境影響を回避又は極力低減すること。

5.2 経済産業大臣の意見及び事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

なお、以下に記載した内容は、平成 29 年 2 月に提出・公表した「環境影響評価方法書」のものであるが、今回評価書を取りまとめるにあたり、追加または見直しを行った事項については、ゴシック体で記載した。

表 5.2-1 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

経済産業大臣意見	事業者の見解
<p>1. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映させること。</p>	<p>ご指摘のとおり、環境に十分配慮した上で、適切な風力発電設備等の機種を選定及び配置等を検討します。</p> <p>配慮書段階から検討した環境配慮事項に係る経緯及びその内容は、「第 11 章 11.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に記載しています。</p>
<p>2. 調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、事業実施想定区域の周辺で環境省が平成 22 年度から平成 27 年度にかけて実施した「浮体式洋上風力発電実証事業」等の先行事例の知見を含めた最新の知見を活用し、環境影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、先行事例及び最新の知見を活用し、環境影響の回避・低減に努めます。</p> <p>先行事例の知見を含めた最新の知見を収集した結果を基に、評価書を作成しております。環境影響評価の結果は、「第 10 章 環境影響評価の結果」に記載しています。</p>